

No. 1290 (2024. 8.27)

米英独仏の政治資金制度【第2版】

はじめに

I アメリカ

II イギリス

III ドイツ

IV フランス

V 我が国の政治資金制度における論点に
ついての各国比較

おわりに

キーワード：公的助成、政党助成、収支報告書、監督機関、第三者機関、連座制、
企業・団体献金、政治資金パーティー

- 米英独仏の政治資金制度について、概要、収入・支出の制限、公的助成並びに収支報告及び監督機関によるその公表についてまとめるとともに、我が国における論点について各国比較を行う。
- アメリカは、寄附の制限と収支の公表を中心とした制度である。イギリスは、従来、候補者の選挙運動費用支出制限が中心であったが、近年、政党に対する規制も設けられた。ドイツは、大規模な公的政党助成と政党財政の公表を中心とした制度である。フランスは、米英独の制度を組み合わせたような制度である。
- 米英独仏の制度で我が国と大きく異なる点として、独立機関又は立法府が政治資金について実質的な監督を行っていることが挙げられる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

政治議会課長 さとう りょう 佐藤 令

第1290号

はじめに

我が国の政治資金規正法（昭和23年法律第194号）は、大きな政治資金問題をきっかけに改正がなされてきた。平成期の政治改革は、選挙制度の改正が中心となったものの、政治資金制度についても、企業・団体献金を受け取ることができるものを政党・政治資金団体に限る等、大きな改正が行われた。その政治改革から30年が経過し、再び政治資金問題を契機に政治資金規正法の一部を改正する法律（令和6年法律第64号。以下「令和6年改正法」という。）が成立した。一部の規定を除き令和8（2026）年1月1日から施行される。

本稿は、当館が平成27（2015）年に刊行した「米英独仏の政治資金制度」¹の改訂版に当たるものである。ただし、各国の政治資金制度の歴史についての記述は大部分を割愛し、主に現行制度について説明する。また、V章では我が国における論点について各国の状況を比較し、末尾に制度概要の各国比較表を掲載する。

I アメリカ

1 政治資金制度の概要

アメリカの連邦レベルの政治資金については、主に「1971年連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act of 1971, P.L.92-225: FECA）」²で規定され、候補者等の政治委員会³（political committee. 我が国における「政治団体」に相当する。）が調達し又は支出する資金⁴を主な規制対象としている。FECAでは、日常の政治活動のための資金も次回の選挙運動資金に含めて規制されている。連邦の選挙運動資金の監督や収支の公表は、独立機関である連邦選挙委員会（Federal Election Commission: FEC）⁵が行っている。

2 収入の制限

収入の制限として、寄附金額に上限を設ける規制（量的制限）と寄附者の性質に関する規制（質的制限）がある。量的制限については、寄附者と受領者の種類に応じて上限が設けられていて、例えば、個人から各候補者の政治委員会には選挙ごとに3,300ドル（52万1400円）以下に

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年8月14日である。また、邦貨換算は、2024年8月分の報告省令レートにより、1ドル=158円、1ポンド=201円、1ユーロ=171円として、適宜四捨五入を行った。

¹ 木村志穂「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』878号、2015.9.29. <<https://doi.org/10.11501/9498994>>

² その大部分は、United States Code (U.S.C.) の Title 52, Subtitle III (Federal Campaign Finance) に編入されている。

³ 連邦選挙の候補者（政治家）は、選挙運動に関する寄附の受領や支出等を本人の名義で行うことができず、候補者が指定した政治委員会（授権委員会（authorized committee））を通じて行わなければならない。候補者は、複数の授権委員会を指定することができるが、その中から1つだけ、主たる選挙運動委員会（principal campaign committee）を指定する。主たる選挙運動委員会もその他の授権委員会も、候補者の選挙運動に関して寄附を受領し支出を行うことができるが、当該候補者の全ての授権委員会は関連委員会（affiliated committee）とされ、受領できる寄附の額は関連委員会全体で1つの制限に服する。報告書の提出も、主たる選挙運動委員会が、その他の授権委員会から報告書を受領し取りまとめた上で行う。

⁴ 議員活動に必要な経費は、別に国庫から支給されるようになっており、これに献金等で得た資金を用いることは禁止されている。したがって、FECAの規制の対象となる政治資金には、議員の公的活動のための資金は含まれない。大曲薫「アメリカにおける政治資金規制改革の展開」『レファレンス』494号、1992.3, p.58.

⁵ FECについて解説した当館刊行物として、大曲薫「アメリカ連邦選挙委員会（FEC）の組織と機能—政治資金監督機能の強化を中心に—」『レファレンス』683号、2007.12, pp.79-101. <<https://doi.org/10.11501/999697>> がある。

制限されている⁶。質的制限としては、企業や労働組合が連邦選挙に関して寄附を行うことが禁止されている。ただし、企業等は、その会計から分離した政治活動委員会（Political Action Committee: PAC）⁷を設立して役員等から寄附を集め、当該 PAC から寄附等を行うことが認められている⁸。また、外国人（永住者を除く。）の寄附や他人名義の寄附が禁止されている⁹。

もともと、実際には法規制の対象とならない「ソフトマネー」と言われる有権者登録運動や投票促進運動等の一般的政治活動、州・地方の選挙運動等の資金が流通している。1980年代以降、ソフトマネーを用いたテレビ広告への多額の支出が問題視されたため、2002年超党派選挙運動改革法（Bipartisan Campaign Reform Act: BCRA）によって、政党によるソフトマネーの調達が規制された¹⁰。

3 支出の制限

支出制限は、ウォーターゲート事件を受けた1974年のFECA改正により規制が強化されたが、1976年のBuckley v. Valeo判決により支出は「政治的言論」に当たり、その制限は憲法上の言論の自由に抵触すると解された¹¹ため規制はほとんどなく、多額の資金が投じられている。支出制限が課されるのは、大統領選挙運動費用国庫補助（4参照）の受領者に限られている。

2002年には、BCRAにより企業・労働組合の資金による選挙前の一定期間の政治広告等（選挙運動通信）が規制されたものの、2010年のCitizens United v. FEC判決により政治的言論に対する制約に当たるため違憲とされた¹²。その後のSpeechNow. Org. v. FEC判決により、独立支出（企業や労働組合が特定の候補者の当選又は落選を明白に主張するものの候補者等と意思を通じることなく行う支出）のみを行うPACに対する寄附金額の制限等が違憲とされた¹³。それ以降は、候補者と意思を通じることなく選挙運動を行うスーパーPACが企業等から多額の献金を集め、テレビ広告等に巨額の選挙運動資金を支出している。

4 公的助成

連邦議会議員選挙に関する補助はないが、1976年から、大統領選挙に関する補助が行われている。納税者が連邦所得税の申告用紙の該当欄にチェックを入れて指定すると、本人の所得税

⁶ 詳細は、Federal Election Commission, “Contribution limits for 2023-2024,” February 2023. <https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/contribution_limits_chart_2023-2024.pdf> を参照。

⁷ PACとは、一般に、政治資金を調達し、その資金を公職に就こうとする候補者に寄附することを目的とする団体というが、明確な定義規定はない。FECA上は、独立分離基金（Separate Segregated Fund: SSF）が規定されており、主に企業や労働組合が母体となって設置するPACがこれに当たる。PACには、SSFのほかに、企業等の援助を受けずに設立・運営される独立PAC等もある。後述するスーパーPACもPACの一種である。

⁸ 52 U.S.C. §30118.

⁹ 52 U.S.C. §§30121-30122.

¹⁰ 中川かおり「【アメリカ】2002年超党派選挙運動改革法」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.165-169. 同法及び関連する最高裁判決の紹介として、桐原康栄「【短信：アメリカ】2002年選挙運動資金改革法をめぐるアメリカ合衆国連邦最高裁判決」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.233-238. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/1000450>>

¹¹ 424 U.S. 1 (1976). 寄附制限は、言論の自由に対する間接的な制約であり、政府には言論の自由を勝る腐敗防止の利益があることから合憲であるとした一方で、公的助成を受けていない候補者の支出制限は、政治的言論に対する実質的かつ直接的な制約であるとしてより厳格な審査基準を適用し、制約を正当化するような腐敗防止の利益も認められないとして、合衆国憲法修正第1条の言論の自由を反し違憲であるとした。大沢秀介「1 選挙運動の自由」憲法訴訟研究会・芦部信喜編著『アメリカ憲法判例』有斐閣, 1998, pp.2-9等参照。

¹² 558 U.S. 310 (2010); 東川浩二「35 政治献金と言論の自由」樋口範雄ほか編『アメリカ法判例百選』（別冊ジュリスト 213号）有斐閣, 2012, pp.72-73.

¹³ 599 F. 3d. 686 (D.C. Cir. 2010); 辻雄一郎「シティズンユナイテッド判決再考—最近の判決を素材にして—」『大東ロージャーナル』9号, 2013.3, pp.61-81. <<https://opac.daito.ac.jp/repo/repository/daito/4426/1415679456308824.pdf>>

のうち3ドル(474円)が補助のための大統領選挙運動基金に積み立てられる(チェック・オフ制度)。補助金受領資格を満たした大統領予備選挙及び本選挙の候補者は、同基金から補助金を受領できる¹⁴。しかし、補助金を受領した候補者は支出制限に服するため、近年は、多額の資金を調達できる有力候補者は、補助金を受領しない傾向が見られる。2020年以降の予備選挙、2012年以降の本選挙では国庫補助を受領した候補者はいない¹⁵。

5 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政治委員会は、総額年200ドル(3万1600円)超の寄附者や支出先の名前、住所及び寄附金額等を記載した収支報告書を、FECに定期的に提出しなければならない。さらに、主たる選挙運動委員会¹⁶は、選挙直前の期間(投票日の20日前から48時間前まで)に1,000ドル(15万8000円)以上の寄附を受けた場合には、その受領から48時間以内に寄附報告書を提出しなければならない¹⁷。FECは、提出された収支報告書を48時間以内(電子的に提出されたものについては24時間以内)にウェブサイトで公表しなければならない¹⁸。

II イギリス

1 政治資金制度の概要

政党の日常の政治活動に関する資金及び選挙運動費用については「2000年政党、選挙及びレファレンダム法(Political Parties, Elections and Referendums Act 2000(c.41))」で、候補者の選挙運動費用については「1983年国民代表法(Representation of the People Act 1983(c.2))」で規定されている。従来、候補者の選挙運動費用支出制限が中心であったが、近年、政党に対する規制も設けられ、これら政治資金の監督は、独立機関である選挙委員会(Electoral Commission)が行っている¹⁹。

2 収入の制限

収入の制限として、寄附及び貸付けの制限がある。寄附の量的制限はないが、質的制限があり、政党や候補者は、法の定める「寄附が許容されるもの(permissible sources)」以外のものからの寄附や寄附者を特定できない寄附を受けてはならない。寄附が許容されるものは、選挙人名簿に登録された個人、国内で事業を行う会社であって「2006年会社法(Companies Act 2006(c.46))」上の登記を行いイギリス国内で設立されたもの、登録政党、登録簿に記載された労働組合等である²⁰。

¹⁴ “Public funding of presidential elections.” Federal Election Commission Website <<https://www.fec.gov/introduction-campaign-finance/understanding-ways-support-federal-candidates/presidential-elections/public-funding-presidential-elections/>>

¹⁵ “Presidential Public Funding Fact Sheet,” 2021.4.27. Federal Election Commission Website <<https://www.fec.gov/documents/3088/prespubfunds.xlsx>>; “Status of the Presidential Election Campaign Fund,” 2024.7.31. *ibid.* <https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/PECF_monthly_report_2024.pdf>

¹⁶ 前掲注(3)参照。

¹⁷ *Campaign Guide: Congressional Candidates and Committees*, 2021.10, pp.89-96. Federal Election Commission Website <<https://www.fec.gov/resources/cms-content/documents/policy-guidance/candgui.pdf>>

¹⁸ 52 U.S.C. §30104(11)(B). 収支報告書は次のウェブサイトで公表されている。“Campaign finance data.” Federal Election Commission Website <<https://www.fec.gov/data/>>

¹⁹ イギリスの政治資金制度を解説した当館刊行物として、木村志穂「英国の政治資金制度(資料)」『レファレンス』731号, 2011.12, pp.199-214. <<https://doi.org/10.11501/3196939>> がある。また、本稿で紹介する制度は、グレート・ブリテン(イングランド、ウェールズ及びスコットランド)のもので、北アイルランドは制度が異なる場合がある。

²⁰ “Permissible sources,” 2023.5.16. Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-regulation-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/permissible-sources>>

ただし、2006年会社法や「1992年労働組合及び労働関係（統合）法（Trade Union and Labour Relations (Consolidation) Act 1992 (c.52)）」上、企業や労働組合が寄附を行う場合は、株主総会での承認決議や組合員による事前承認等が必要である²¹。

3 支出の制限

政党、公職の候補者及び第三者の選挙運動費用に支出限度額が設けられている。政党は、総選挙の投票日以前の365日間、選挙運動費用の支出制限に服する。選挙における選挙運動費用の支出限度額は、5万4010ポンド（1086万円）×候補者を擁立した選挙区の数である²²。下院議員選挙の候補者は、選挙運動期間中（議会が解散され候補者になった日から投票日まで）の支出制限（県選挙区は1万1390ポンド（228万9000円）+12ペンス（24円）×有権者数、都市選挙区は1万1390ポンド+8ペンス（16円）×有権者数）に加え、議会がその開会后55か月以上存続した場合には、選挙運動準備期間中の支出制限にも服する²³。

4 公的助成

大規模なものではないが、政党の政策立案活動を援助するため、年間総額200万ポンド（4億200万円）の政策立案補助金（Policy Development Grants）が、下院で2議席以上を有する政党に対し、得票数等に基づいて配分される²⁴。

5 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政党は、政治活動に関しては年次会計報告書、寄附報告書及び貸付報告書を、選挙に関しては選挙運動費用支出報告書を、選挙委員会に提出しなければならない。選挙委員会は、提出期限から原則として20開庁日以内に報告書をウェブサイトで公表する²⁵。

選挙の候補者は、選挙運動費用支出報告書及び選挙運動準備期間の支出報告書を提出しなければならない²⁶。提出先は各選挙区の選挙管理官であり、公表は選挙管理官の事務所又はその

²¹ 会社法による企業献金の規制については、川口恭弘「企業の政治献金と株主保護」『同志社法学』64巻7号、2013.3、pp.396-401。<<https://doi.org/10.14988/pa.2017.0000014489>>を参照。

²² 詳細には、上記の金額又はイングランド、ウェールズ及びスコットランドそれぞれで定められた支出限度額いずれか大きい額が支出限度額となる。“The spending limit (Party spending and pre-poll donations and loans: UK Parliamentary general election).” Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/party-spending-and-pre-poll-donations-and-loans-uk-parliamentary-general-election/spending-limit>> 例えば、グレート・ブリテンの全選挙区（632）に候補者を擁立する政党の支出限度額は、3413万4320ポンド（68億6100万円）となる。

²³ “How much can you spend? (Guidance for Candidates and Agents at UK Parliamentary general elections in Great Britain)” 2024.7.8. Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/guidance-candidates-and-agents-uk-parliamentary-general-elections-great-britain/candidate-spending/how-much-can-you-spend>>; Finn Baker and Ben Paxton, “How is election spending regulated in the UK?” 2024.5.22. Institute for Government Website <<https://www.instituteforgovernment.org.uk/explainer/election-spending-regulated-uk>> 全有権者数を選挙区数で除した選挙区当たり平均有権者数である約7万2000人を基に試算すると、県選挙区の支出制限は2万30ポンド（403万円）、都市選挙区の支出制限は1万7150ポンド（345万円）となる。

²⁴ “Public funding for political parties,” Last updated: 2024.8.8. Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/public-funding-political-parties>> 政策立案補助金の使途は、選挙のマニフェストに盛り込むために政党が行う政策の立案に限定されている。そのほか、議会における会派活動の補助等のため、上下両院の野党会派に対し資金が支給されている。

²⁵ 政党向けの各種ガイダンスは次のウェブサイトに掲載されている。“Guidance: Political party.” Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/our-guidance/political-party>> また、各種報告書は次のウェブサイトに掲載されている。“Political Finance Online.” *ibid.* <<https://search.electoralcommission.org.uk/>>

²⁶ 候補者向けの各種ガイダンスは次のウェブサイトに掲載されている。“Guidance: Candidate or agent.” Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/our-guidance/candidate-or-agent>>

選定した場所において行われる。報告書の概要は、選挙委員会ウェブサイトで公表される²⁷。

なお、政党の寄附報告書や候補者の選挙運動費用支出報告書には、寄附をした者の名前及び住所、金額、日付を記載する。しかし、ウェブサイト等で公開される際には、個人からの寄附についてはその住所を隠す等の処理が施される。

また、これらとは別に、下院議員は行為規範によって1,500ポンド（30万1500円）超の寄附を含む利益登録簿を提出しなければならないが、同登録簿は下院のウェブサイトで公表される²⁸。

III ドイツ

1 政治資金制度の概要

政党を中心とした政治活動が行われているドイツでは、政党法（Gesetz über die politischen Parteien (Parteiengesetz)）により政党に対する大規模な公的助成が行われていて、政治資金規制も基本的に政党財政を対象にしている。政党の会計報告書は、連邦議会議長に提出される²⁹。

2 収入の制限

収入について、寄附の量的制限はないが、質的制限として、政党が受領できない寄附が規定されている。1回500ユーロ（8万5500円）超の匿名寄附は受領できない。また、連邦議会の会派等からの寄附や公的機関の出資が25%を超える企業からの寄附等は受領できない。そして、原則として外国からの寄附は禁止されている。その一方で、会社や労働組合からの寄附の受領は、一般的に禁止されていない。

3 支出の制限

支出の制限は、特に行われていない。

4 公的助成

(1) 政党国庫補助

政党に対する大規模な国庫補助制度が導入されている。政党国庫補助は、各選挙における得票数に応じた補助と、各政党が集めた個人献金等の金額に応じたマッチング・ファンド方式の補助から成り、年間限度額（絶対的上限。2024年は約2億1924万ユーロ（374億9000万円））の範囲内で、各政党が集めた党費、寄附、事業等による収入を上限（相対的上限）として配分される。各政党の得票数に応じた補助は、①政党名簿への投票が、直近の欧州議会選挙又は連邦議会選挙で0.5%以上あった政党、②政党名簿への投票が、直近のいずれかの州議会選挙で1%以上あった政党、③1つの州で名簿提出が認められなかった政党であって、選挙区において10%以上の得票があったものに対して支給される。これらの政党に対し、400万票以下の得票につ

²⁷ 2019年総選挙の報告書の概要は次のウェブサイトに掲載されている。“2019 UK Parliamentary general election candidate spending.” Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/2019-candidate-spending>>

²⁸ “Register of Members’ Financial Interests.” UK Parliament Website <<https://www.parliament.uk/mps-lords-and-offices/standards-and-financial-interests/parliamentary-commissioner-for-standards/registers-of-interests/register-of-members-financial-interests/>>

²⁹ III章の記述の詳細については、大曲薫・佐藤令「ドイツの政党法」『外国の立法』No.286, 2020.12, pp.27-74. <<https://doi.org/10.11501/11585854>> を参照。

いては1.18ユーロ（202円）、400万票を超える得票については0.97ユーロ（166円）を乗じた金額の補助金が支給される。各政党が集めた個人献金等の金額に応じた補助は、①及び②の政党に対し、当該政党が個人から受領した3,300ユーロ（56万4300円）以下の党費、寄附金又は議員分担金（議員が政党に対して納入する分担金）1ユーロ（171円）につき0.45ユーロ（77円）が支給される³⁰。

（2）税制上の優遇措置

寄附者に対する優遇措置として、政党への党費・個人献金のうち、1,650ユーロ（28万2200円）までが50%の税額控除、1,650ユーロ超から3,300ユーロまでが所得控除の対象となる。

5 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政党は、会計報告書を毎年作成し、経済監査士又は経済監査会社等による監査を受けた上で、寄附等の明細の一覧表を添付して連邦議会議長に提出する。期限までに提出しなかった政党は、国庫補助の請求権を失う。また、政党が受けた寄附等で、年間1万ユーロ（171万円）超のものについては、寄附等をした者の名前、住所及び金額等を会計報告書に記載し、1回につき3万5000ユーロ（598万5000円）³¹超の寄附については、直ちに連邦議会議長に報告する必要がある³²。提出された報告書は、連邦議会の刊行物として公表され、ウェブサイトにも掲載される³³。

これらの報告とは別に、連邦議会議員は、連邦議会議員法（Gesetz über die Rechtsverhältnisse der Mitglieder des Deutschen Bundestages）によって、同一の寄附者から暦年で合計1,000ユーロ（17万1000円）超の寄附を受けた場合、連邦議会議長に届け出る必要があり、年間3,000ユーロ（51万3000円）超の同一人による寄附についての情報は連邦議会ウェブサイトの各議員のページで公表される³⁴。

IV フランス

1 政治資金制度の概要

政党・政治団体（以下「政党等」という。）の政治資金については「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号（Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique）」が、候補者の選挙運動費用については主に「選挙法典（Code électoral）」が定めている³⁵。政治資金の監督は、独立機関である選挙運動費用

³⁰ Drucksache 20/11270, 2024.5.6. Deutscher Bundestag Website <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/112/2011270.pdf>> また、各政党への配分額の決定過程については次を参照。“Festsetzung der staatlichen Mittel für das Jahr 2022.” *ibid.* <https://www.bundestag.de/resource/blob/958198/76b2c5c619a2c54127d776185c17ce9f/finanz_22.pdf>

³¹ 2024年3月に5万ユーロ超から3万5000ユーロ超に基準が引き下げられた。山岡規雄「【ドイツ】政党法の改正」『外国の立法』No.299-1, 2024.4, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/13516727>>

³² 報告は次のウェブサイトに掲載されている。“Parteispenden über 35.000 € (ab 5. März 2024) und 50.000 € (ab 1. Juli 2002).” Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/parlament/praesidium/parteienfinanzierung/fundstellen50000>>

³³ “Fundstellenverzeichnis der Rechenschaftsberichte.” Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/parlament/praesidium/parteienfinanzierung/rechenschaftsberichte/rechenschaftsberichte-202446>>

³⁴ “Abgeordnete.” Deutscher Bundestag Website <<https://www.bundestag.de/abgeordnete>>

³⁵ 2つの法律の抄訳を収録した当館刊行物として、安藤英梨香「フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制—政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する2017年3月6日の法律第2017-286号—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.18-40. <<https://doi.org/10.11501/11052070>> がある。

収支報告及び政治資金全国委員会 (Commission Nationale des Comptes de Campagnes et des Financements Politiques: CNCCFP) が行っている。フランスの政治資金制度は、上記の米英独の制度を組み合わせたような制度であり、寄附の制限、候補者の選挙運動費用支出の制限及び政党に対する公的助成がある。また、候補者に対する選挙運動費用の償還等が行われている。

2 収入の制限

寄附の量的制限として、個人の寄附は、寄附者一人当たり、選挙の候補者に対しては選挙ごとに4,600ユーロ（78万6600円）まで、政党等に対しては年間7,500ユーロ（128万2500円）までに制限される。寄附の質的制限としては、政党等を除く法人による寄附が禁止されている³⁶。また、政党等及び候補者は、外国からの寄附を受領することができない³⁷。

3 支出の制限

政党等については支出制限は行われていない。下院議員候補者の選挙運動費用支出限度額は、(3万8000ユーロ（649万8000円）+選挙区の人口×0.15ユーロ（26円）)×1.26である³⁸。

4 公的助成

(1) 政党国庫補助

政党等の得票数及び議席数に応じた政党国庫補助がある。第1段階として、直近の下院議員総選挙において、①選挙区のうち50以上で候補者が有効投票数の1%以上を得た政党等、又は②海外選挙区のみで候補者を擁立し、候補者を擁立した全ての選挙区で有効投票数の1%以上を得た政党等に対し、当該総選挙の第1回投票³⁹における得票数に比例した金額が支給される。第2段階として、第1段階の①又は②の要件を満たす政党等に対し、下院及び上院の所属議員数に比例した金額が支給される。補助金の額（2024年は約6644万ユーロ⁴⁰（113億6100万円））は、総額が毎年予算に計上され、議会の議決を経て決定される⁴¹。

(2) 選挙運動費用償還

下院議員選挙等について、選挙運動費用の償還制度がある。下院議員選挙の場合には、第1回投票において有効投票数の5%以上を得た候補者に対し、当該候補者が実際に負担した金額を限度として、選挙運動費用支出限度額の47.5%が国庫から償還される⁴²。

(3) 税制上の優遇措置

寄附者に対する税額控除制度があり、寄附又は党費の支払を行った個人に対し、その課税対

³⁶ 会社や労働組合は党費の支払も行うことはできないという解釈が、内務大臣によって示されている。“Adhésion d’une association à un parti politique.” Sénat Website <<https://www.senat.fr/questions/base/2007/qSEQ070700358.html>>

³⁷ 政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号第11-4条及び選挙法典L第52-8条。

³⁸ 選挙法典L第52-11条及びDécret n° 2008-1300 du 10 décembre 2008 portant majoration du plafond des dépenses électorales pour l’élection des députés, Article 1. 平均的な選挙区人口である11万5000人を基に試算すると、選挙運動費用支出限度額は6万9615ユーロ（1190万円）となる。

³⁹ フランスの下院議員選挙は小選挙区2回投票制で行われる。

⁴⁰ Décret n° 2024-77 du 2 février 2024 pris pour l’application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique, Article 1.

⁴¹ 政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号第8条及び第9条。

⁴² 選挙法典L第52-11-1条。

象所得の20%を限度として寄附額の66%に相当する所得税額が控除される。なお、控除の対象となる寄附の上限額は1世帯当たり1万5000ユーロ（256万5000円）である⁴³。

5 収支報告及び政治資金監督機関によるその公表

政党等及び選挙の候補者は、CNCCFP に対し、収支報告の義務を負う。国庫補助を受ける政党等は、会計帳簿を備え付け、会計監査役2人による監査を経た上で、1会計年度についての収支報告書をCNCCFP に提出しなければならない。

候補者は、選挙の終了後、専門会計士による監査を受けた選挙運動費用収支報告書を、全ての領収書その他収入及び支出の証拠書類とともにCNCCFP に提出しなければならない。CNCCFP による詳細な監査の結果、報告書が承認された場合に、候補者は選挙運動費用の償還を受けることができる。

政党等の収支報告書及び候補者の選挙運動費用収支報告書は、CNCCFP ウェブサイト⁴⁴で公表され、官報に公示される。政党等や候補者はこれらの報告書とは別に、寄附者の名前、住所、金額、日付等を記載した寄附者の名簿及び寄附総額をCNCCFP に提出しなければならない。官報で公示されるのは収支報告書のみであり、寄附者の名簿は公表されない。

V 我が国の政治資金制度における論点についての各国比較

令和6年改正法の審議の際に論点となった項目のうち、I章からIV章までで詳述しなかった点について、我が国と米英独仏の制度を比較する。

1 議員本人の責任の強化

政治資金における違法行為に対する議員本人の責任の強化は「連座制」と言われている。ただし、我が国における連座制とは選挙違反における用語であり、候補者の秘書や親族等一定の関係にある者が公職選挙法（昭和25年法律第100号）上の悪質な選挙犯罪を行い刑に処せられた場合、候補者本人が犯罪に関わっていなくても当選無効、立候補禁止となる制度を指す。この連座制を政治資金規正法上の犯罪にも適用すべきであるとの主張が多く見られるが、「公職選挙法の場合は選挙に当選するプロセスが違法だったので当選を無効にするという話で、非常に論理的です。しかし政治資金の場合はそうはいきません。有権者から正当に選ばれた政治家を政治資金の連座制で地位を失わせることとなりますから、これは容易ではありません」との指摘がある⁴⁵。令和6年改正法では、国会議員関係政治団体については、会計責任者が政治資金規正法に従って収支報告書を作成したことを確認した旨を示す確認書を国会議員である代表者が会計責任者に交付し、これを収支報告書の提出の際に添付することを義務付けた上で、会計責任者が不記載等で処罰された場合、議員が確認書を交付せず、又は十分な確認をしないで確認書を交付していたときは議員にも罰金刑が科され、公民権停止となる「いわゆる連座制」が導入されることになった⁴⁶。

⁴³ 租税一般法典 (Code général des impôts) 第200条; “Impôt sur le revenu - Don à un parti politique (réduction d’impôt).” Service-Public.fr Website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F427>>

⁴⁴ Commission Nationale des Comptes de Campagne et des Financements Politiques Website <<https://cnccfp.fr/>>

⁴⁵ 石上泰州・岩井奉信「与野党ともに抜本改革へ本腰を」『改革者』65巻4号, 2024.4, p.23.

⁴⁶ 「<政治資金：いわゆる連座制>収支報告「確認書」を導入 議員に逃げ道、実効性課題」『共同通信』2024.7.10.

米英独仏においても、英仏両国では選挙違反に対する連座制はあるが、政治資金における連座制のような制度は見当たらない。政治資金における違法行為において議員の責任が問われるか否かは、議員本人が実質的に違法行為に関わっていたかどうかを基に判断するようである。

2 政治資金パーティー

我が国では、政治資金パーティーは対価性がある点で寄附と異なる扱いがなされている。企業・団体や外国人など寄附が禁止されている者もパーティー券の購入は可能である。また、寄附についての公開基準は年間5万円超であるのに対し、政治資金パーティーの収入については1回につき20万円超であったが、令和6年改正法により5万円超に引き下げられた。外国人のパーティー券購入についても、附則に検討条項が設けられた。

我が国の政治資金パーティーに類したイベントは諸外国にも存在し、その扱いは様々である。アメリカでは、イベントの収入は参加費全額が寄附として扱われ、通常の寄附と同様の制限に服する⁴⁷。イギリスでは、晩さん会の食費相当額を超えてその会費を支払った場合、その差額は寄附に当たるものとされている⁴⁸。ドイツでは、政党が行う政治資金集めのための晩さん会の会費は、一部でも対価関係がある場合は、事業収入として扱われる。対価関係なしに会費収入を得た場合は、寄附として扱われる⁴⁹。フランスでは、参加者が食事代を支払う宴会により発生した収益は、雑収入 (Produits divers) として扱われる⁵⁰。

3 監督機関

我が国の政治資金の監督上の措置について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、収支報告書等に形式上の不備があるとき等に必要な限度において行うものとされ、立入検査等の実質審査権は有していない。これは、政治活動の自由を尊重し、行政庁の関与を必要最小限にとどめるべきであるという考えに基づくものとされている⁵¹。令和6年改正法においては、政治資金に関する独立性が確保された機関を設置するものとし、その具体的な内容についての検討結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている (附則第15条)。

米英仏の各国には政治資金を監督する独立機関が存在する。アメリカのFEC及びイギリスの選挙委員会は、政治資金の違反行為に対して実質的な調査権限を有し、FECは定型的な違反に対して行政反則金を科すことが、選挙委員会は民事的制裁を科すことができる。フランスのCNCCFPは、政党等の収支報告違反に対して国庫補助受領資格及び寄附金等に係る税優遇を、最長3年間剥奪することができる。ドイツは連邦議会議長が政党の会計報告書の検査等を行い、会計報告書に不実の記載があった場合には対応する額の2倍の金額、法律に違反して寄附を受領した場合にはその3倍の金額の支払を、当該政党に義務付けることができる。

⁴⁷ 52 U.S.C. §30101(8)(A); 時澤忠「アメリカの政治資金制度(2)」『選挙』40巻8号, 1987.8, p.6.

⁴⁸ “How much of what I receive is a donation?” 2021.5.24. Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/sponsorship/how-much-what-i-receive-a-donation>>

⁴⁹ Jörn Ipsen, Hrsg., *Parteiengesetz Kommentar*, 2. Auflage, München: C.H.Beck, 2018, S.269.

⁵⁰ Commission Nationale des Comptes de Campagnes et des Financements Politiques, *Guide du candidat et du mandataire: Élections législatives 2022 et autres élections (hors élection du Président de la République)*, Édition 2022, validé le 6 janvier 2022, pp.55-56, 59. <https://www.cnccfp.fr/wp-content/uploads/2022/04/cnccfp_2022_guide_candidat_et_mandataire_2.pdf>

⁵¹ 政治資金制度研究会編「第九章 監督上の措置」『実務と研修のためのわかりやすい政治資金規正法 第2次改訂版』ぎょうせい, 2002, p.170.

4 オンラインによる収支報告の提出及び公表

我が国では、国会議員関係政治団体については、政治資金収支報告書をオンラインで提出することが努力義務とされているが、令和4年分の収支報告書をオンラインで提出したのは5.7%にとどまっている⁵²。また、収支報告書は一部を除いてインターネットで公表されているが、画像ファイルが収支報告書の提出先（総務省又は各都道府県選挙管理委員会）のウェブサイトに掲載されるのみであり、検索等は不可能である。しかも公表期間は3年間であり、期間経過後は削除される⁵³。令和6年改正法では、国会議員関係政治団体については、収支報告書等の提出をオンラインで行うことを義務付けた。ただし、収支報告書について検索機能のあるデータベース化は見送られた。3年間という公表期間についても変更はない⁵⁴。

収支報告のオンライン化が進んでいるのは米英両国である。アメリカは暦年で5万ドル（790万円）を超える寄附又は支出のある政治委員会は収支報告をオンライン（又はCD-ROM）により提出しなければならない。イギリスの政党は、収支報告をオンラインで提出することができる。両国とも、収支報告書はインターネットで公表され、一定期間で削除されることもない。キーワード検索も可能になっている⁵⁵。

おわりに

我が国で議論されている点について、米英独仏との違いが目立つのは監督機関であろう。我が国は、行政機関である総務省が形式的な審査を行っているのに対して、米英独仏では独立の機関又は立法府が政治資金についての実質的な監督を行っている。各国とも実態としてどこまで取締りを行っているかはともかく、行政機関ではない組織が政治資金についての監督を行っているのは、我が国との大きな違いと言えるであろう。令和6年改正法で「独立性が確保された機関」の設置が定められ、今後の検討が注目される⁵⁶。

また、寄附者についての情報をイギリスやフランスのように全部又は一部を非公表にすることは個人情報保護の観点から一考に値するが、これらの国にあつては、違法性のないことを確認するために、実質的な監督権限のある独立機関に対しては全ての情報を提出していることに留意する必要がある。

⁵² 「収支報告書提出 オンライン5.7%」『日本経済新聞』2023.12.12.

⁵³ 提出先のウェブサイトから削除されてしまった収支報告書は、国立国会図書館のインターネット資料収集保存事業（WARP）で保存している過去のウェブサイトで閲覧が可能である。総務省の過去のウェブサイトは WARP ウェブサイト <<https://warp.ndl.go.jp/>> でインターネット公開されている。一部の都道府県の過去のウェブサイトについてはインターネット公開していないが、当館の館内において閲覧可能となっている。

⁵⁴ 「収支報告書のオンライン対応 ネット公表を義務に データベース化先送り」『日本経済新聞』2024.7.18.

⁵⁵ 「「慣れてるから紙」「透明化が嫌」 資金オンライン報告20年、導入遅々 進む海外 分析・検索性向上」『朝日新聞』2024.6.9.

⁵⁶ 岸田文雄内閣総理大臣は、独立性が確保された機関の設置時期についての質問に対し、「大本となる本則の政策活動費の毎年の報告の施行期日、令和八年一月一日であります。これを念頭に、可能な限り早期に設置できるよう、自民党としても議論をしてみたいです。」と答弁している（第213回国会参議院政治改革に関する特別委員会会議録第9号 令和6年6月18日）。

別表 米英独仏の政治資金制度

事項	国名	アメリカ	イギリス (北アイルランドを除く。)	ドイツ	フランス
主な根拠法		○1971年連邦選挙運動法	○2000年政党、選挙及びレファレンダム法 ○1983年国民代表法	○政党に関する法律(政党法)	○政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号 ○選挙法典
寄附の制限	量的制限	○寄附者・受領者別の詳細な制限あり ・個人から各候補者の政治委員会(日本の「政治団体」に相当)には選挙ごとに3,300ドル(52万1400円)以下、PAC(一般に、政治資金を調達し、その資金を公職に就こうとする候補者に寄附することを目的とする団体をいう。)に対しては年間5,000ドル(79万円)以下、全国レベルの政党委員会(政党により設立された政治委員会)に対しては原則年間4万1300ドル(652万5000円)以下等	○なし	○なし	【個人献金】 <候補者に対して> ○選挙ごとに4,600ユーロ(78万6600円)以下 <政党・政治団体に対して> ○年間7,500ユーロ(128万2500円)以下
	質的制限	○企業・労働組合による寄附の禁止 *ただし、企業・労働組合がPACを設立し、それを通じて寄附を行うことは可。また、スーパーPAC(候補者等と意思を通じることのない支出のみを行うPAC)には、企業・労働組合が無制限に寄附を行うことが可能(判例上、制限は違憲とされる。) ○外国人(永住者を除く。)による寄附の禁止 ○他人名義による寄附の禁止 *匿名の現金の寄附は、50ドル(7,900円)まで受領可	○企業・団体献金は原則可 ・①～⑧の寄附が許容されるもの(permissible sources)以外からの寄附の受領禁止。原則として外国人等からの寄附は禁止される(政党・第三者に対する500ポンド(10万5000円)以下の寄附、候補者に対する50ポンド(1万5000円)以下の寄附は規制対象外) ①選挙人名簿に登録された個人 ②国内で事業を行う会社であって、2006年会社法上の登記をし、イギリス国内で設立されたもの ③登録政党 ④登録簿に記載された労働組合 ⑤住宅金融組合 ⑥国内で事業を行う有限責任事業組合 ⑦1974年共済組合法上の登録をした共済組合及び2014年協同組合及びコミュニティ利益組合法の定める登録組合等 ⑧①～⑦以外で、国内に本拠を有し、主として国内で活動している、2人以上から成る法人格のない団体 ○出所不明の寄附の受領禁止	○企業・団体献金は原則可 ・①～⑧の寄附金の政党による受領の禁止 ①公法上の法人、連邦議会内の会派・団体等による寄附 ②公益団体等による寄附 ③外国からの寄附(外国人の1,000ユーロ(17万1000円)以下の寄附等、例外あり) ④職業団体による寄附で、政党への転送を条件に当該職業団体に付与されたもの ⑤公的機関の出資が25%超の企業による寄附 ⑥1回500ユーロ(8万5500円)超の出所不明又は匿名の寄附 ⑦経済的・政治的利益を期待して、又はそれらの見返りとして行われる寄附 ⑧寄附金の25%を超える報酬を政党が支払うことを条件に第三者から得た寄附 *連邦議会議員についても、連邦議会議員法で同様の制限あり	○政党・政治団体を除く法人による寄附の禁止 *企業等の法人は、寄附だけでなく、党費の支払も禁止されると内務省により解釈・運用されている。 ○外国又は外国法人からの寄附の禁止(国内に居住する外国人個人からの寄附は禁止対象外)
	その他の制限	・現金による寄附及びその受領は、寄附者1人につき合計100ドル(1万5800円)を超えるものは不可 ・金融機関口座の設置義務(複数可) ・寄附には「貸付け」を含む。	・2006年会社法により、企業が5,000ポンド(100万5000円)超の寄附をする場合は、事前に株主総会等の承認決議を受ける必要あり。また、2,000ポンド(40万2000円)超の寄附については、寄附先と金額を取締役報告に記載する必要あり ・1992年労働組合及び労働関係(統合)法により、労働組合は、別個に設立する政治基金を通して寄附を行わなければならない、政治基金の設立について10年ごとに組合員の秘密投票による承認決議が必要	・政党に対する現金による寄附は、1,000ユーロまで可	・銀行口座又は郵便口座の設置義務(1口座のみ可) ・現金による寄附は、150ユーロ(2万5650円)以下。150ユーロ超の寄附は、小切手、銀行振込み、自動振替(引き落とし)又は(クレジットカード機能の付いた)銀行カードに限定 ・候補者の現金による寄附収入は、選挙運動費用限度額が1万5000ユーロ(256万5000円)以上の場合、選挙運動費用限度額の20%までに限定
税制上の優遇措置	○なし *1971年から1986年までは、個人の寄附に関して少額の税額控除が存在	○なし	○政党に対する1,650ユーロ(28万2200円)以下の党費・個人献金について50%の税額控除、1,650ユーロ超から3,300ユーロ(56万4300円)までの党費・個人献金について所得控除 *自由で民主的な基本秩序を侵害すること等を志向する政党は対象外	○党費・個人献金について、課税対象所得の20%を限度に、寄附額の66%に相当する所得税額控除 *控除の対象となる寄附の上限額は、1世帯当たり1万5000ユーロ	

事項	国名	アメリカ	イギリス（北アイルランドを除く。）	ドイツ	フランス										
支出の量的制限		<p>○原則なし（判例上、制限は違憲とされる。）</p> <p>・大統領選挙運動費用国庫補助（「公的助成制度」の欄を参照）を受領した者に限り、制限あり</p> <p>*2020年大統領選挙における支出限度額</p> <p>＜予備選挙の候補者＞ 約5185万ドル（81億9200万円）（支出限度基本額。実際には、基本額に20%の支出免除相当分が加わり、約6222万ドル（98億3100万円）。ただし、州ごとの制限あり）</p> <p>＜本選挙の候補者＞ 約1億370万ドル（163億8000万円）</p>	<p>【選挙運動費用の支出制限】＜下院議員選挙の場合＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>支出限度額</th> <th>支出制限の適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政党</td> <td>①又は②のいずれか大きい金額 ①5万4010ポンド（1086万円）×候補者を擁立した選挙区の数 ②イングランド：145万8440ポンド（2億9310万円）、 スコットランド：21万6060ポンド（4343万円）、 ウェールズ：10万8030ポンド（2171万円）</td> <td>総選挙の投票日以前365日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">候補者</td> <td>県選挙区 1万1390ポンド（228万9000円） +12ペンス（24円）×有権者数</td> <td rowspan="2">議会が解散され候補者になった日から投票日まで</td> </tr> <tr> <td>都市選挙区 1万1390ポンド+8ペンス（16円）×有権者数</td> </tr> </tbody> </table> <p>*選挙期間前の準備期間（総選挙後最初の開会日から55か月以降の期間）についても、候補者の支出制限が設けられる</p>		支出限度額	支出制限の適用期間	政党	①又は②のいずれか大きい金額 ①5万4010ポンド（1086万円）×候補者を擁立した選挙区の数 ②イングランド：145万8440ポンド（2億9310万円）、 スコットランド：21万6060ポンド（4343万円）、 ウェールズ：10万8030ポンド（2171万円）	総選挙の投票日以前365日間	候補者	県選挙区 1万1390ポンド（228万9000円） +12ペンス（24円）×有権者数	議会が解散され候補者になった日から投票日まで	都市選挙区 1万1390ポンド+8ペンス（16円）×有権者数	○なし	<p>【選挙運動費用の支出制限】</p> <p>＜下院議員選挙の候補者の場合＞</p> <p>○（3万8000ユーロ（649万8000円）＋選挙区人口×0.15ユーロ（26円））×1.26</p>
		支出限度額	支出制限の適用期間												
	政党	①又は②のいずれか大きい金額 ①5万4010ポンド（1086万円）×候補者を擁立した選挙区の数 ②イングランド：145万8440ポンド（2億9310万円）、 スコットランド：21万6060ポンド（4343万円）、 ウェールズ：10万8030ポンド（2171万円）	総選挙の投票日以前365日間												
候補者	県選挙区 1万1390ポンド（228万9000円） +12ペンス（24円）×有権者数	議会が解散され候補者になった日から投票日まで													
	都市選挙区 1万1390ポンド+8ペンス（16円）×有権者数														
公的助成制度		<p>○大統領選挙において、一定の要件を満たした予備選挙候補者及び本選挙候補者に対して、申請に基づき、補助金を配分</p> <p>・予備選挙については、候補者が得た寄附の金額に応じて補助金が支払われる（マッチング・ファンド）。</p> <p>・連邦所得税の納税者が申告用紙の該当欄にチェックを入れて指定すると、本人の所得税のうち3ドル（474円）が補助のための大統領選挙運動基金に積み立てられ、補助金の財源となる（チェック・オフ制度）。</p> <p>*2020年大統領選挙の国庫補助上限額</p> <p>・予備選挙の候補者： 約2593万ドル（40億9700万円）</p> <p>・本選挙の候補者：約1億370万ドル</p> <p>*ただし、2020年以降の予備選挙、2012年以降の本選挙では国庫補助を受領した候補者なし</p>	<p>○年間総額200万ポンド（4億200万円）を上限とする政策立案補助金（政党が行う政策立案に用途を限定）を、2人以上の下院議員を有する政党に配分。200万ポンドのうち100万ポンド（2億100万円）は均等に、残りの100万ポンドは得票数等に基づいて配分</p> <p>*なお、議会における会派の活動の補助等の資金として、下院の野党会派に対して支給されるショート・マネー（Short Money）と、上院の野党会派に対して支給される克蘭ボーン・マネー（Cranborne Money）がある</p> <p>*2023年度の支給総額</p> <p>・ショート・マネー：約1073万ポンド（21億5670万円）</p> <p>・克蘭ボーン・マネー：約136万ポンド（2億7340万円）</p>	<p>○次のいずれかの要件を満たす政党に、総額約2億1924万ユーロ（374億9000万円）（2024年）を上限とする政党国庫補助金を、各政党の得票数及び党費・個人献金等の収入実績に基づいて配分</p> <p>①政党名簿への投票が、直近の欧州議会選挙又は連邦議会選挙で0.5%以上あった政党</p> <p>②政党名簿への投票が、直近のいずれかの州議会選挙で1%以上あった政党</p> <p>③1つの州で名簿提出が認められなかった政党であって、選挙区において10%以上の得票があったもの</p> <p>*自由で民主的な基本秩序を侵害すること等を志向する政党は対象外</p>	<p>【政党】</p> <p>○次の政党・政治団体に、得票数と所属議員数に応じて約6644万ユーロ（113億6100万円）（2024年）を配分</p> <p>①直近の下院総選挙で、選挙区のうち50以上で、候補者が有効投票数の1%以上を獲得した政党・政治団体（海外県等でのみ候補者を擁立する場合、擁立した各選挙区の有効投票数の1%以上を獲得した政党・政治団体）</p> <p>②上記の要件を満たし、かつ上下院いずれかに議席を有する政党・政治団体</p> <p>【候補者】</p> <p>＜下院議員選挙の候補者の場合＞</p> <p>○第1回投票で得票率5%以上の者に対し、選挙運動費用限度額の47.5%を償還</p>										
	監督等機関		<p>○連邦選挙委員会（FEC）：独立機関</p> <p>・任務：①収支報告の公開、②法令遵守の確保、③大統領選挙運動基金の管理運営</p> <p>・主な権限：②の一環として、収支報告書の会計監査の実施や実質的調査を行う権限があり、違反行為に対する民事罰を求めて提訴する権限を独占している。悪質な場合は、刑事事件として立件すべき対象として、司法省に送致することもできる。収支報告書提出の遅滞、未提出などの典型的な違反に対しては、FECが行政反則金を科すこともできる。</p>	<p>○選挙委員会：独立機関</p> <p>・政治資金に関する任務：政党資金及び選挙運動費用の透明性及び健全性の確保</p> <p>・主な権限：①法令遵守状況の監視のために情報提供を求め、ことや施設を訪問すること等の監督機能、②法令違反を疑うに足る合理的な理由がある場合に調査を行うことができる調査機能、③法令違反に対する2万ポンド（402万円）を上限とする制裁金等の民事的制裁を科す権限等がある。</p>	<p>○連邦議会議長</p> <p>・政治資金に関する任務：各政党への国庫補助額の決定、会計報告書の検査・公開</p> <p>・主な権限：報告書の検査において、不実の記載があるという具体的根拠がある場合は、連邦議会議長は当該政党に意見表明を求め、それでも疑義が残るときは、議長の選定する経済監査士等に監査を委託することができる。会計報告書に不実の記載があった場合には、対応する額の2倍の金額、法律に違反して寄附を受領した場合にはその3倍の金額の支払を当該政党に義務付けることができる。</p>	<p>○選挙運動費用収支報告及び政治資金全国委員会（CNCCFP）：独立機関</p> <p>・任務：選挙運動費用収支報告書の受理及び審査、候補者に対する選挙運動費用の償還額の決定等</p> <p>・主な権限：候補者の選挙運動費用が限度額を超過したことが明らかになったときは選挙に係る裁判官に審理を求め、また各種の違反を発見したときは記録を検事局に送致する。</p> <p>政党・政治団体の収支報告書について違反が発見されたときは、当該政党・政治団体から国庫補助受領資格及び寄附金等に係る税優遇を、最長3年間剥奪することができる。</p>									

事項	国名	アメリカ	イギリス（北アイルランドを除く。）	ドイツ	フランス
収支報告等	報告書の種類	<p>【政治委員会（政党委員会を含む。）】</p> <p>①収支報告書 ②寄附報告書</p> <p>*そのほか、独立支出（企業や労働組合が特定の候補者の当選又は落選を明白に主張するものの当該候補者側と意思を通じることなく行う支出）の報告書等もあり</p>	<p>【政党】</p> <p>①年次会計報告書 ②寄附報告書・貸付報告書 ③選挙運動費用支出報告書</p> <p>【候補者】</p> <p>④選挙運動費用支出報告書 ⑤選挙準備期間の支出報告書</p> <p>*そのほか、第三者の収支報告書等もあり</p> <p>*下院議員は、行為規範により、1,500ポンド（30万1500円）超の寄附を含む利益登録簿を提出しなければならず、同登録簿は下院のウェブサイトで公表</p>	<p>【政党】</p> <p>○会計報告書</p> <p>*連邦議会議員は、連邦議会議員法により、暦年で同一の寄附者から合計1,000ユーロ（17万1000円）超の寄附を受領した場合に、連邦議会議長に届け出なければならず、3,000ユーロ（51万3000円）超の寄附については、連邦議会ウェブサイトで公表</p>	<p>【政党・政治団体】</p> <p>①収支報告書</p> <p>【候補者】</p> <p>②選挙運動費用収支報告書</p>
	報告書の提出先・監査	<p>○FEC</p> <p>・候補者の授権委員会（候補者が指定した政治委員会。寄附の受領や支出は、授権委員会を通じて行わなければならない。）は、主たる選挙運動委員会（授権委員会の中から候補者が1つだけ指定することができる。）に収支報告書を提出し、主たる選挙運動委員会が、全ての授権委員会の収支を統合した収支報告書を提出</p>	<p>【政党の①年次会計報告書、②寄附報告書・貸付報告書及び③選挙運動費用支出報告書】</p> <p>○選挙委員会</p> <p>・①については、収入又は支出の総額が25万ポンド（5025万円）超の政党又は政党の会計支部、③については支出が25万ポンド超の政党は、有資格監査人による報告書を添付した上で提出</p> <p>【候補者の④選挙運動費用支出報告書及び⑤選挙準備期間の支出報告書】</p> <p>○各選挙区選挙管理官</p>	<p>○連邦議会議長</p> <p>・政党は、収支計算書に基づいた損益計算書、当該計算書と連結した貸借対照表及び注記部によって構成される会計報告書に、寄附等の明細の一覧表を添付して提出</p> <p>・会計報告書は、経済監査士又は経済監査会社等による監査を受けなければならない。</p>	<p>○CNCCFP</p> <p>【①政党・政治団体の収支報告書】</p> <p>・会計監査役（年間収入が23万ユーロ（3933万円）超の場合には2人）による監査を受けた上で提出</p> <p>【②候補者の選挙運動費用収支報告書】</p> <p>・専門会計士による監査を受けた上で提出</p>
	報告頻度	<p>【①収支報告書】</p> <p><連邦議会議員選挙候補者の主たる選挙運動委員会></p> <p>○原則として四半期ごと</p> <p>○選挙年について、予備選挙・本選挙前の報告及び本選挙後の報告あり</p> <p><大統領選挙候補者の主たる選挙運動委員会></p> <p>○四半期ごと又は毎月（ただし、選挙年の1月1日時点で総額10万ドル（1580万円）以上の寄附を受領し若しくは支出を行い、又はそれらが予想されるものは、毎月）</p> <p>○選挙年は、本選挙前後の報告あり</p> <p>【②寄附報告書】</p> <p>○投票日の20日前から48時間前までの間に、候補者の授権委員会が1,000ドル（15万8000円）以上の寄附を受領した場合、主たる選挙運動委員会が、受領から48時間以内に報告</p>	<p>【①政党の年次会計報告書】</p> <p>○年1回</p> <p>【②政党の寄附報告書・貸付報告書】</p> <p>○原則として四半期ごと（四半期報告書）</p> <p>○選挙運動期間中は、7日ごと（選挙期報告書）</p> <p>【③政党の選挙運動費用支出報告書、候補者の④選挙運動費用支出報告書及び⑤選挙準備期間の支出報告書】</p> <p>○選挙ごと</p>	<p>○年1回</p> <p>*そのほか、政党が1回で3万5000ユーロ（598万5000円）超の寄附を受領した場合には直ちに連邦議会議長に報告</p>	<p>【①政党・政治団体の収支報告書】</p> <p>○年1回</p> <p>【②候補者の選挙運動費用収支報告書】</p> <p>○選挙ごと</p>

事項	国名	アメリカ	イギリス（北アイルランドを除く。）	ドイツ	フランス
収支報告等	主な報告内容	<p>【①収支報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収入及び支出の概要 ○年間総額 200 ドル (3 万 1600 円) 超の収支については項目ごとの内訳 ・収入のうち寄附については、寄附者の名前、連絡先住所、勤務先及び業務、寄附の金額及び当該政治委員会が寄附を受領した日を記載 ・支出については、支出先の名前、連絡先住所、支出の目的、支出の金額及び支出を行った日を記載 <p>【②寄附報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1,000 ドル以上の寄附者の内訳（寄附者の名前、連絡先住所、勤務先及び業務、寄附の金額及び当該政治委員会が寄附を受領した日） 	<p>【①政党の年次会計報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○1 年間の活動の概要、収支報告書、貸借対照表並びに収支報告書及び貸借対照表の内訳 <p>【②政党の寄附報告書・貸付報告書】</p> <p><四半期報告書></p> <ul style="list-style-type: none"> ○政党本部への 1 万 1180 ポンド (224 万 7200 円) 超、会計支部への 2,230 ポンド (44 万 8200 円) 超の寄附の内訳（寄附者の名前、住所、寄附の金額及び寄附を受領した日）等 <p><選挙期報告書></p> <ul style="list-style-type: none"> ○政党本部への 1 万 1180 ポンド超の寄附の内訳（寄附者の名前、住所、寄附の金額及び寄附を受領した日）等 <p>【③政党の選挙運動費用支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出の概要及び内訳（項目ごと） ・200 ポンド (4 万 200 円) 超の支出については請求書又は領収書を添付 <p>【④候補者の選挙運動費用支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出の概要及び内訳（項目ごと）、50 ポンド (1 万 50 円) 超の寄附の内訳（寄附者の名前、住所、寄附の金額及び寄附を受領した日）等 ・20 ポンド (4,020 円) 以上の支出については請求書又は領収書を添付 <p>【⑤候補者の選挙準備期間の支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出の概要及び内訳（項目ごと） ・20 ポンド以上の支出については請求書又は領収書を添付 	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計算書に基づいた損益計算書 ○貸借対照表 ○注記部 ○資産及び負債の内訳 ○1 万ユーロ (171 万円) 超の寄附等の内訳（寄附者の名前、住所及び寄附金額等） ○12 月 31 日現在の党員数 	<p>【①政党・政治団体の収支報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○損益計算書等から成る収支報告書 ○借入金等の情報を記した附属資料 <p>*収支報告書とは別に、寄附者の名前、住所、金額、日付等を記載した寄附者の名簿及び寄附総額を提出（金額の要件はなし）</p> <p>【②候補者の選挙運動費用収支報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収入全体（収入源ごとに区分） ○契約又は支払われた費用全体（性質ごとに区分） ○収入の証明書を添付した附属資料 ○候補者のために支払われ、又は契約された費用の金額を証する請求書、見積書その他の文書 <p>*収支報告書とは別に、寄附者の名前、住所、金額、日付等を記載した寄附者の名簿及び寄附総額を提出（金額の要件はなし）</p>
	報告書の公表形態	<ul style="list-style-type: none"> ○FEC ウェブサイトで公表（FEC の事務室で公開） ・報告書受領後、48 時間以内（電子的に提出されたものについては、24 時間以内）にウェブサイトで公表 ・暦年で 5 万ドル (790 万円) を超える寄附を受け、又は支出を行う主たる選挙運動委員会は、収支報告書等を電子的に提出しなければならない ・提出された報告書の画像ファイルが見られるほか、報告書の内容はデータベース化され、検索が可能 	<p>【政党の①年次会計報告書、②寄附報告書・貸付報告書及び③選挙運動費用支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙委員会ウェブサイトで公表 ・原則として、提出期限から 20 開庁日以内にウェブサイトで公表 ・提出された報告書の一部には、画像ファイルが見られるものもあり、報告書の内容はデータベース化され、検索が可能 <p>【④候補者の選挙運動費用支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○選挙管理官の事務所又は選挙管理官が選定した場所において公開。支出項目ごとの金額を記した概要は選挙委員会のウェブサイトで公表 <p>【⑤候補者の選挙準備期間の支出報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支出項目ごとの金額を記した概要は選挙委員会のウェブサイトで公表 <p>*寄附の公表・公開に当たっては、個人の住所を隠すなどの処理が施される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦議会の刊行物として公表 ・連邦議会ウェブサイトでも公表 	<p>【①政党・政治団体の収支報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CNCCFP ウェブサイトで公表し、官報に公示する。 <p>【②候補者の選挙運動費用収支報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動処理システムにより容易に二次利用及び活用が可能な公開された標準において CNCCFP ウェブサイトで公表し、官報に公示する。 <p>*①、②共に、寄附者の名簿は公表されない。</p>

(凡例) 邦貨への換算は、2024 年 8 月分の報告省令レートに基づき、1 ドル=158 円、1 ポンド (100 ペンス) =201 円、1 ユーロ=171 円とし、適宜四捨五入した。*印は補記である。

(出典) 木村志穂「米英独仏の政治資金制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』878 号, 2015.9.29. <<https://doi.org/10.11501/9498994>>; 大曲薫「アメリカ連邦選挙委員会 (FEC) の組織と機能—政治資金監督機能の強化を中心に—」『レファレンス』683 号, 2007.12, pp.5, 79-101. <<https://doi.org/10.11501/999697>>; 木村志穂「英国の政治資金制度 (資料)」『レファレンス』731 号, 2011.12, pp.199-214. <<https://doi.org/10.11501/3196939>>; 大曲薫・佐藤令「ドイツの政党法」『外国の立法』No.286, 2020.12, pp.27-74. <<https://doi.org/10.11501/11585854>>; 安藤英梨香「フランスにおける選挙運動費用及び政治資金の規制—政党及び選挙候補者の会計上の義務を強化する 2017 年 3 月 6 日の法律第 2017-286 号—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.18-40. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11052070>>; 安藤英梨香「フランスにおける政治倫理向上のための立法」『外国の立法』No.280, 2019.6, pp.87-122. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11289082>>; 服部有希「【フランス】選挙運動費用及び政治活動の資金的・金銭的透明性に関する法律」『外国の立法』No.248-2, 2011.8, pp.14-15. <<https://doi.org/10.11501/3050678>>; 各国の根拠法・監督機関ウェブサイト等を基に筆者作成。